要旨陳述（2023年4月27日期日）

控訴人ら訴訟代理人弁護士白より、控訴審において控訴人らから提出した、控訴理由書、第２６準備書面、第２７準備書面について、その要旨を陳述します。

１　はじめに、本件の重要性について述べます。

本件は、原告適格論とそれに伴う主張制限論、法治主義と法律による行政の原理、行政裁量統制論等、行政法上極めて重要な論点が争点となっている事件です。

それゆえ、控訴人らは原審において、行政法学者の意見書も提出していました。

しかしながら原判決は、控訴人らが提出した意見書について何ら言及することなく、原告適格論ないし主張制限論により控訴人らの請求を却下しており、説得力に欠くものと言わざるを得ないものでした。

控訴審では、原判決が示したこの原告適格論、主張制限論を批判するものとして、行訴法改正にも携わった福井秀夫教授による詳細な意見書を甲１８６号証として提出しています。

裁判所におかれては、本件の重要性、特にその判断が、行政法における今後の重要な解釈指針となることを認識していただき、控訴人らが提出するこれら意見書を含む提出証拠も詳細に検討しながら、本件に取り組んでいただきたいと思います。

２　以上を前提に、原告適格論から述べたいと思います。

（１）最初に、裁判を受ける権利（憲法３２条）について確認します。

憲法３２条は、「裁判を受ける権利」を保障しています。

それゆえ、原告適格に関する法の解釈適用を誤った原判決は、裁判を受ける権利という憲法上の権利を侵害するものであったということを、控訴審においては充分に念頭に置いていただきたいと思います。

（２）その上で、原告適格判断が撤回の根拠理由となった条項に限られないことについて述べます。

原判決は、原告適格の判断に際し、「公有水面埋立法４条１項３号ないし６号については、当初の埋立承認によってその要件を満たすことが前提とされているのであるから、本件裁決によって害されることとなる利益は、撤回の根拠理由となった公水法４条１項１号及び２号が保護する利益に限られる」と理解しています。

しかしながら、このような原判決の理解は、改正行訴法９条２項が、文言詮索を諫め、根拠法令のみならず関連法令の趣旨目的に遡って法律上保護された利益を検討することを求めていることに真っ向から抵触しています。

加えて、この部分の原判決の理解は、先に触れた福井意見書が徹底的に批判し、控訴理由書においてもその点は指摘しているところ、被控訴人らから提出された書面には、この点について反論がなされていなかったため、控訴人ら第２７準備書面においては、同意見書から重要な部分を引用しました。

同意見書は、要旨、次のように述べます。

「原告適格判定が、処分の効果が及ぶ範囲の者の中での選別作業である以上、基本的に次の二点において、同判決（注：原判決のこと）の述べるところは、法律論と位置付けるのも憚られる、初歩の論理操作が欠落した荒唐無稽な見解である。

第一に、…効果の発生は、要件規定そのものとは関わりなく、処分発動に伴う効果を規律する法の規定に基づき発生する。…要件の文言ごとに異なる効果が分解されて発生すると解釈できる余地はない。…要件とは効果の前提であるから、複数存在する処分要件の法令の規定のそれぞれごとに、要件規定の文言に則した「効果」が独立に存在するという論理自体破綻している。

…

第二に、原告適格判定は、…処分の効果をもたらす前提たるすべての処分要件たる規定等の文言、趣旨等を考察して行う作業である。仮に取消訴訟の直接の対象たる処分の理由が一部の要件のみであったとしても、これを原告適格の根拠と直ちに連動させるべき理由は存在しない。…原告適格の不存在を一部要件の検討を省略して認定することは、省略された要件に基礎付けられる、処分を争う法律上の利益を有する者が存在する場合であっても、その者が当該処分の違法性を争う機会を一律に奪うことになる。」

このような指摘からも、原判決による「本件裁決によって害されることとなる利益は、撤回の根拠理由となった公水法４条１項１号及び２号が保護する利益に限られる」という限定的な理解が誤っているものであることは明らかであり、原判決の理解は、原告適格での検討事項と本案での検討事項を混同していることは明らかです。

行訴法９条２項に素直に従えば、原判決のような限定的な理解ではなく、公有水面埋立法及びその関係法令（環境影響評価法、沖縄県環境影響評価条例等）の趣旨及び目的を鑑みるべきことは明らかであるし、これらを考慮すれば、本件でいうところの「法律上の利益」とは「埋立地の周辺地域に居住する住民をして、違法な事業に起因する災害を受けず、又は公害（騒音のみならず水質汚濁も含む）によって健康、生活環境若しくは営業に係る被害を受けないという利益」をいうものであることは明らかというべきです。

（３）次に、控訴人らが原告適格を有していることについて述べます。

　ア　まず、騒音についてです。

控訴人２、３及び１６番の各控訴人は、いずれも、予測Ｗ値７０のコンター線から２００メートル以内に居住しています。

原判決も認定しているとおり、「普天間飛行場における、平成２９年度の回転翼機等の飛行状況調査結果」においては、「本調査の精度については、測定手法の技術的な限界から、実際の航空機の飛行と調査結果の航跡とは最大で約２００m又はそれ以上の誤差が生じる可能性がある。」と記述されています。そうすると、予測Ｗ値７０のコンター線から２００メートル以内に居住する２、３及び１６番の各控訴人についても、実際上はＷ値７０コンタ一線における被害と同等の被害が生ずるおそれは十分存在します。

なお、第２７準備書面においては、予測コンター値が完全に正確なものであるとは言えないことを指摘しています。

ところで、騒音に関係する原告適格について、原判決は、Ｗ値７５以上の騒音が生じるおそれがある区域に居住する者について原告適格を認めるべきとしており、被控訴人もこの判断に合理性があるとしています。しかしながら、このような理解もまた、原告適格での検討事項と本案での検討事項を混同しているものと言わざるを得ません。現実の供用がなされている飛行場について、その周辺住民との関係で現実に違法な侵害が生じているかという実体法上の問題と、現時点では現実の供用がなされておらず予測情報しか存在していない飛行場についての裁判の原告適格をどの範囲の住民に認めるのかは、全く異なる問題です。

原告適格の判断においては、予測Ｗ値７０のコンター線から２００メートル以内に居住する控訴人２、３及び１６について、原告適格を認めるべきであることは明らかです。

　イ　次に、高さ制限についてです。

　　　高さ制限について原判決は、控訴人９の自宅は米軍の高さ制限に抵触しないことを理由に、原告適格を否定しました。

　　　しかしながら、米軍が基準とする高さ制限が及ぶ範囲の者については、仮に現時点で建物の高さが米軍基準の高さ制限に抵触していないとしても、原告適格が認められるべきであり、検討対象は控訴人９に限らず、その他の控訴人らについても検討されるべきでありました。

そもそも、高さ制限について出発点とすべき議論は、国内法において一定の土地利用規制を行わない限り、現行の都市計画・建築基準・条例等の許す範囲での最大値までの高さの建築行為は、およそ自由であるという点です。その上で、公水法４条１項１号の「国土利用上適正かつ合理的」という要件、及び、同２号の「災害防止につき十分配慮せられたるもの」という要件を満たすためには、国内法令で許される高さの建築行為を控訴人らが行ったとしても、埋立てないしそれに伴う米軍基地供用によって米軍機と建物との衝突等の災害が生じることの無いよう、法整備等の安全性が確保されていることが必要となるはずです。

しかしながら、高さ制限に関する米軍の基準という、いわば「ガラスの天井」が存在しており、それだけでも原告適格が認められるべきであるところ、本件ではそのような「ガラスの天井」があるにもかかわらず、それに対する何らの法的措置をとらず、後に建築行為がわかった段階で必要に応じて調整するというのが国の姿勢ということが明らかとなっています。このような状況では、およそ災害防止について十分に配慮されているとは言えず、本件新基地建設事業が国土利用上適正かつ合理的と言えません。

したがって、米軍が基準とする高さ制限が及ぶ範囲の者については、公水法が保護する法律上の利益が侵害ないし影響を受けているのは明らかであることから、原告適格が認められるべきであります。

なお、この高さ制限に関しても、前掲福井意見書（甲１８６）の１８頁以下、福井論文（七）（甲１８７）の３６頁以下に同教授の論理的かつ説得的な意見が記載されいてるため、参考にしてください。

３　次に、主張制限論についてです。

　　原判決は、仮に控訴人らに原告適格が認められたとしても、本件撤回処分又はこれを取り消した本件裁決の適法性は、飽くまでも、同項１号及び２号との適合性のみによって決せられるものであり、本件撤回処分又はこれを取り消した本件裁決の適法性との関係で、同項３号ないし６号との適合性を問題とする余地はない、とします。

しかしながら、福井教授が指摘するように、２００４年行訴法改正により行訴法９条２項が追加されたことにより、何らかの埋立免許要件に関する原告適格が認められた原告が主張できる違法事由は、公有水面埋立法４条１項１～６号までの要件に関するすべての違法事由であり、行訴法１０条１項により、これらの違法事由の主張を制限する理由はありません。

この点に関しては、控訴人らの主張の大部分が、既に提出済みの福井意見書（甲１８６）及び、自治研究に掲載された福井論文（一）ないし（七）（甲１７９ないし１８４、甲１８７）に依拠しているため、これを確認されてください。

４　最後に、裁決の違法性についてです。

　　控訴理由書では、本件裁決に手続的な瑕疵があることを指摘しました。

　　加えて、裁決の判断内容が誤っていることについても、第２６準備書面で主張しています。

そして、特に沖縄防衛局が示した工事の方法について、これに無理があり、工事自体が不可能であることについて、今後、専門家の意見書に基づき、主張を追加する予定です。

５　以上のとおり、原判決には明確な誤りがあります。

　　控訴人らの今後の主張や提出証拠も含めて、控訴審においては原判決の誤りを正し、法に基づく正当な判断をされることを期待します。

以　上